

令和3年第4回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和3年12月16日（木曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局 管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第87号 美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する
条例の廃止について

日程第3 議案第88号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例

の一部改正について

- 日程第4 議案第90号 美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第91号 美祢市立中学校設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第92号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第93号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第94号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議案第95号 美祢市給水条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第81号 令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第82号 令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第83号 令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第84号 令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第85号 令和3年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第86号 令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 美祢市温水プールの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第97号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第98号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第99号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第100号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第101号 美祢市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第23 議案第102号 財産の処分について
- 日程第24 議案第103号 令和3年度美祢市一般会計補正予算（第9号）

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時18分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、藤井敏通議員、村田弘司議員を指名いたします。

日程第2、議案第87号から日程第23、議案第102号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る12月6日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案12件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

まず、議案第90号美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを御報告いたします。

委員より、本条例により、全体でどのぐらいの額が免除される見込みか、また、国からの補填はあるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、合併から令和3年度までに、旧過疎法による課税免除は4件、972万6,000円です。新法において、同程度を免除するものと考えています。なお、地方交付税で75%が補填されますとの答弁がありました。

次に、議案第95号美祢市給水条例の一部改正についてを御報告いたします。

委員より、水道事業は今後も多くの事業が控えており、さらに厳しい経営状況が見込まれるが、料金改定への影響についてお尋ねするととの質疑に対し、執行部より、上野・秋吉地区水道統合整備事業をはじめ、祖父ヶ瀬浄水場の更新事業など大きな事業が控えており、起債に頼らざるを得ない状況です。新たな起債や料金への影響が少しでも圧縮できるよう特定財源を確保していきたいと考えています。また、水道料金の算定につきましては、4年が適当とされていることから、令和8年度に向け、料金改定について検討することも必要と考えていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

次に、議案第86号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）を御報告いたします。

委員より、東南アジアの三輪自動車トゥクトゥクの導入は、観光の多様性による観光客増を図るものとするが、市としてのお考えをお尋ねするととの質疑に対し、執行部より、次々と新しいアウトドアアクティビティのコンテンツを増やしていくこと、また、三次交通が手薄な秋芳洞周辺において三次交通の充実化を図ること、さらに、情報メディア等に多く取り上げられることによる相乗効果が期待されることから導入するものとするとの答弁がありました。

また、委員より、キャッシュ・フロー計算書によると、今年度だけで現金が1億6,800万円程度減少することとなるが、これを維持、または増やすことについて、どのように考えているかお尋ねするととの質疑に対し、執行部より、キャッシュ・フローにおきまして、現金が徐々に減少する今の状況が続けば、残り2年で底をつくということになります。観光振興といたしまして、様々な打開策を打っていきたいところですが、現在のコロナ禍の収束が見通せない状況です。そうした中でも、黒字化の目標ラインとして、秋芳洞入洞者数35万7,000人を掲げ、今後切り詰められるところは切り詰め、積極的に振興していくところは振興し、極力、この2年の間に立て直しの方向性を築いてまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

次に、議案第97号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを御報告

いたします。

委員より、美祢観光開発株式会社と美祢農林開発株式会社の経営統合についてお尋ねするとの質疑に対し、副市長より、指定管理期間を1年に設定していますように、来年度1年かけて、美祢農林開発株式会社、さらには付随する農林資源活用施設の在り方について、あらゆる選択肢を含めて検討していきますとの答弁がありました。

次に、議案第100号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを御報告いたします。

委員より、議案の参考として掲載されている組織図では、両施設の運営体制が把握しにくいと、運営体制図を示してほしいとの御意見に対し、執行部より、現在は、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの組織図を示していますが、改めて両施設の運営体制図をお示ししますとの答弁がありました。

ここで、観光商工部より運営体制図が提出されましたので、タブレットの総務企業委員会フォルダに掲載しておりますことを御報告いたします。

また、そのほかの議案についても委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 杉山武志君 登壇〕

○教育民生委員長（杉山武志君） ただいまより、去る12月8日に開催いたしました教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件について、委員

全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第81号、議案第83号、議案第84号、議案第88号、議案第91号から議案第94号の8件は、全会一致にて可決、議案第96号は、賛成多数により可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

議案第96号美祢市温水プールの指定管理者の指定について御報告をいたします。

委員より、指定管理者の公募の受付期間が1か月間とのことだが、周知期間として適切であったのか、また、指定管理期間を5年とする理由についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、募集期間としては十分な期間を設けたと考えております。なお、現地説明会においては、複数の企業に御参加いただいたところですが、また、指定管理期間につきましては、指定管理者制度に関する指針に基づき、温水プールの業務内容は、指導や安全管理上も専門性を必要とするとの判断がなされたため5年としていますとの答弁がありました。

また、委員より、直営から指定管理に移行するメリットについてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、民間のノウハウ等の活用により、経費の削減のみならず、サービスの向上を目指して指定管理者制度に移行するもので、そのための自主事業の提案内容として、これまでにない乳幼児を対象にしたプログラムや、小中高生や近隣住民を対象にした水泳教室、また、生涯学習や介護予防を目的とした教室、エアロビクスやヨガ教室などの御提案をいただいておりますとの答弁がありました。

本議案につきましては、このほかにも委員より質疑、意見がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほかの議案についても、委員より質疑、意見がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほか所管事項としまして、委員より、小・中学校の統廃合の今後のスケジュールについて、また、不登校児童生徒やヤングケアラーの本市の状況についての質問があり、執行部より説明を受けましたが、詳細につきましては割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔教育民生委員長 杉山武志君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 議案第96号におきまして、指定管理者となる4者における共同企業体としての統一したコンセプトが議題になったということはありませんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長。

○教育民生委員長（杉山武志君） 各企業から——者社の方々ですが、それぞれの得意分野を主とした経営理念は出ておりますが、総括的なものはございませんでした。以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算決算委員長（高木法生君） ただいまより、去る12月9日に開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第80号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、指定管理の目的は、市民福祉の向上、市民サービスの向上だけでなくコスト削減も大きな目的と考えるが、指定管理料の積算方法、また、積算した指定管理料の妥当性の判断方法についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、指定管理料は、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づき、各項目を十分検討した上で必要な額を算定しています。また、年間の事業費が3,000万円以上の施設につきましては、弁護士、税理士、中小企業診断士、公認会計士、市の職員で構成する審議会にて審査を行います。その中で、指定管理期間中の委託料の上限について、金額が妥当かどうかを判断していますとの答弁がありました。

また、委員より、毎年度、指定管理者と年度協定書を締結する際には、コスト面を考慮して指定管理料の見直しを図っていただきたいとの意見がありました。

次に、委員より、コロナワクチンについて、3回目の接種はどのような形で行われる予定かお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、3回目の接種は、2回目の接種後、原則8か月経過した方が対象となります。接種記録台帳システムから8か月経過する方を順次抽出し、接種券を発送します。接種券が届きましたら、各自で医療機関に予約し、接種していただくよう考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、広域接種会場で接種された方は、どこから接種券が届き、どのような形で接種する予定か、また、製造メーカーが異なるワクチンの接種について想定されているかとの質疑に対し、執行部より、前回、県が開設した広域集団接種や勤め先での職域接種で受けられた方についても、美祢市から接種券を発送します。山口県の広域集団接種会場の設置については検討中とのことで、現時点では、市内、もしくは、かかりつけの市外医療機関で接種するものと考えています。また、製造メーカーが異なるワクチンを接種する混合接種については国が認めていますので、接種することが可能となっていますとの答弁がありました。

本案については、このほかにも委員より質疑、意見等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほか所管事項として、委員より、子育て世帯臨時特別給付金について発言がありましたが、内容につきましては割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。ただいま総務企業委員長、教育民生委員長、予算決算委員長からの申出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第87号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第88号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第90号美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第91号美祢市立中学校設置条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第92号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第93号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第94号美祢市営住宅条例の一部改正についての討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第95号美祢市給水条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第80号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第80号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第81号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第82号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第83号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第84号令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第84号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第85号令和3年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第85号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第86号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第96号美祢市温水プールの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 議案第96号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

このたび、美祢市温水プールの指定管理者となる団体、MINEスポーツマネジメント共同企業体に構成されます4者に関しまして、選定基準に十分過ぎるほどの優良企業であることは確認できました。

ただ、美祢市直営の施設を指定管理として民間に託すというのは、市民の立場から、今後の利用料金が上がるのではなどという不安の種になりかねません。

美祢市温水プールは、市内だけでなく、市営の温水プールであるという理由で市

外からのお客さんもいらっしゃいます。

美祢市温水プールをこれからどうしていくのか、共同企業体として統一コンセプトを定めるということは、市民への大きなメッセージとなります。一般に、新しく起業する場合は、会社の方向性を定めるために、何を目標にするのかをはっきりさせることは重要です。

市民の安全・安心、そして、今後の美祢市温水プールの発展のためにも、4者の統一コンセプトの明記を希望します。

以上、私の意見とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員、ちょっとお尋ねをします、逆に。

公の施設、もしくは直営事業等を民間委託することについての反対なんでしょうか。それとも、企業体が、今おっしゃったように、コンセプトが明確にされていないから反対と、どちらでしょうか。

○2番（山下安憲君） このたびの議案第96号で書いてあります3ページ（11）のところの方針として、者社のそれぞれの方針は明記されております。

で、共同企業体として、大きな1つの団体として、美祢市のプールをどうしていくかっていうところの大きなコンセプトというのが明記されていないことに私は疑問を感じまして、この討論に至りました。

○議長（竹岡昌治君） 再度、お尋ねします。

そうしますと、指定管理者制度については反対ということではないということですね。（発言する者あり）了解しました。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 私は、先週の教育民生委員会の席で、この議案に対しまして、一応反対ということで意思表示させていただきました。

と申しますのが、もとよりこの指定管理者、あるいは指定管理期間、これについて、異論というか反対があったわけではございませんで、その次の予算決算委員会の際に改めて申し上げましたけれども、指定管理を承認というか、するにあたって、その企業の中身もさることながら、指定管理料というのが選定の基準っていうか、選定の参考になるべきだろうという立場から反対ということで申し述べさせていただきました。

この指定管理の指定につきましては、指針ということがあるということで、申し訳なかったんですけど、私自身がその指針があるということを知らなかったという

ことがありまして、質問をさせていただきました。で、その指針に基づいて、きちんとやってらっしゃるといのは、よく分かりました。

そして、私が一番問題にいたしました指定管理料につきましても、今回の場合であれば、5年で基本協定を結び、各年度ごとに年度協定を結んで、きちんと指定管理料が妥当であるかどうかということはフォローしていくということが、執行部のほうの答弁からもはっきり分かりましたので、改めて、私自身、この議案第96号については賛成ということで意思表示をさせていただきます。

ただし、予算決算委員会るとき、あるいはその前の教育民生委員会るときにも言いましたけど、指定管理者っていうか、指定管理が妥当かどうかということについては、やはり、その指定管理料は幾らになるかっていうのは、判断で非常に大事な要素だろうと思いますので、ぜひ、今あります指針、これについて、そういうことを入れられるように、ちょっと見直し等をやっていただければなというのを要望ということで、意見をさせていただきます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第97号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第19、議案第98号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第99号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第100号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第101号美祢市過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第102号財産の処分についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

なお、この間に会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会の開催をお願いいたします。

午前10時59分休憩

午前11時40分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の2）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） お諮りをいたします。この際、日程第24を日程に追加し、議

題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、日程第24を日程に追加することに決しました。

日程第24、議案第103号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和3年第4回美祢市議会定例会に追加提出いたしました、議案1件について御説明を申し上げます。

議案第103号は、令和3年度美祢市一般会計補正予算（第9号）であります。

このたびの補正は、国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金として、初日に御議決賜りました令和3年度美祢市一般会計補正予算（第7号）で予算措置をしております給付金と合わせて10万円を一括支給するため、所要の経費を追加するものであります。

まず、歳出では、18歳以下の対象者に5万円を追加支給するための事業費として1億3,135万8,000円を追加し、歳入では、国庫補助金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億521万2,000円とするものであります。

なお、本則給付の児童手当受給者には、10万円を12月27日に支給する予定としております。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第24、議案第103号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第103号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。猶野議員。

○9番（猶野智和君） 発言のお許しがありましたので、1点だけ。

私の先ほどの総務企業委員会の委員長報告の修正の点がありましたので。私は、議案の12件について、認定しておりますと申しましたが、正しくは可決でございました。

こちらのほう、修正のほう、議長、お取り計らいのほう、よろしく願います。

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

令和3年も残すところあと僅かとなりました。寒さ厳しき折でございますが、市民の皆様、また議員の皆様も健康に留意され、特に新型コロナウイルスの感染には十分注意されまして、健やかに新年を迎えられますよう祈念申し上げます。

これにて、令和3年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時46分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃